

レノファ山口ボランティア TeamBONDS 会則

はじめに

TeamBONDS はレノファ山口FCから公認された唯一のボランティア組織です。

本会則及び細則は、お客様はもちろんのこと、ボランティアを含めた試合運営スタッフ、広報・イベントスタッフ、関係者全員が気持ちよく時間を共有し、楽しく活動する為の基本的な約束事です。

よく読んでご理解いただき、全国に誇ることのできるボランティア組織となるよう活用していきましょう。

レノファ山口FCの目指すもの

レノファ山口FCは県民と「夢、感動・元気」を共有し、県民に愛されるサッカークラブを目指して活動しています。

第1条 (名称)

本会の名称を TeamBONDS とします。

第2条 (目的)

レノファ山口FCのビジョンの実現のため、ホームゲームの運営、イベント運営、広報活動等を通じて、クラブを支えることを目的として活動します。

第3条 (組織の構成)

レノファ山口FCの運営方針に賛同し、株式会社レノファ山口FCスタッフの指示に従うことを承諾し登録したメンバーによって構成されます。

第4条 (メンバー登録)

- 1 登録期間は2月1日から翌年の1月31日までの1年とします。
途中登録の場合は、登録日から翌年の1月31日までとします。
- 2 登録は、15歳以上（中学生は除く）の方に限ります。ただし、18歳以下は保護者の承認が必要です。
- 3 新規メンバー登録のための説明会および登録会は、クラブ共催で年数回開催します。
- 4 登録の自動継続は行わないため、メンバー登録の意向確認を1月31日までにいきます。

第5条 (退会及び活動の休止)

TeamBONDS からの退会及び活動の休止をする場合は、必ず役員に連絡が必要です。

第6条 (役員及びその選出と任期)

- 1 本会の役員には、代表（1名）、副代表（2名）、その他の活動に必要な役員として事務スタッフ・運営スタッフ（各若干名）を置きます。
- 2 役員の選出については、運営会議において推薦し、総会で承認されるものとします。
- 3 役員の任期は2月1日から翌年1月31日までの一年とします。
- 4 役員の再任についてはこれを妨げないものとします。

第7条 (役員の任務)

- 1 代表は、TeamBONDS を代表します。
- 2 副代表は、代表を補佐し代表不在時にはその職務を代行します。
- 3 役員は、円滑な活動を推進します。
- 4 細則及び心得の改変。

第8条 (運営会議)

- 1 運営会議は、代表が招集、役員が出席することとします。
- 2 運営会議は、各種活動の検討及び決定の場として、必要に応じて随時開催します。

第9条 (総会)

- 1 総会は、レノファ山口FCからオブザーバ参访を得て毎年2月中旬までに開催し、以下の事項について協議、参加者の過半数をもって決定します。
 - ・前年度の活動報告
 - ・新年度の活動計画
 - ・新年度の役員体制
 - ・会則に関わる事項
 - ・その他
- 2 緊急を要する事案が発生した場合には、ホームゲームの全体ミーティングを随時の総会に代えることができるものとします。

第10条 (活動)

本会は、本会の目的遂行のため、以下の活動に取り組みます。

1 ホームゲーム運営

①ゲームサポートスタッフ

原則として、キックオフ時刻の4時間前から試合終了後の2時間までが活動時間の目安となります。

※ゲート対応、スタンド対応等各持ち場に分かれての活動になります。休憩中は、各持ち場のリーダーの指示に従って頂きます。休憩中の試合観戦は可能ですが、スタンドで観戦する場合は必ず、ADカード・ヒブスを外して頂きます。

②スタートサポートスタッフ

活動時間は、原則として、キックオフ時刻に4時間前から試合開始までの4時間です。

※主な活動内容は、会場運営、ゲート対応となります。基本的に休憩はありません。

③クリーンサポートスタッフ

試合終了後の集合となります。約2時間の清掃・撤去作業を行います。

※①②は原則試合開始4時間前に行われる全体ミーティングまでに集合をお願いします。

④前日準備

ホームゲームの準備を行います。基本前日の午前中に行います。

スタジアムの状況により変更の場合があります。

2 イベント運営

レノファ山口FCの行事・イベントに参加し、その運営をサポートします。

※ホームページに掲載される公式行事以外のイベントにもボランティアとして参加することがあります。

3 広報活動

レノファ山口FCのPR・ホームゲーム告知の為、ポスター貼り、チラシ配り等、告知活動に参加します。

4 その他、本会の目的遂行に必要な活動

第11条 (細則及び心得)

本会の目的を遂行し活動を円滑に進めるため、TeamBONDS細則及び心得を別途定めます。

(附則)

この会則は、2018年2月12日から施行します。